

令和7年度 須賀川市立児童クラブのご案内

1 児童クラブとは

市内の小学校に通う児童で、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の時間帯に保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、「遊び」と「生活」を通して児童の健全育成を図ることを目的に開館しています。なお、宿題などの個人指導には応じることはできません。

開館時間(詳しくは6ページをご覧ください。)

月～金曜日	12:30 ～ 18:30
土曜日、学校長期休業期間	7:30 ～ 18:30

※日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)はお休みです。



2 利用要件

(児童) 以下のいずれにも該当すること

- (1) 市内の小学校(義務教育学校前期課程を含む。)に在学している児童である。
- (2) 児童の保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である。
- (3) 須賀川市の児童クラブ保育料を滞納していない世帯の児童である。

(保護者等)(※1) 以下のいずれかの利用要件に該当し、児童の監護ができないこと

利用要件		利用承認期間
就労	1日4時間以上かつ月16日以上就労し、午後3時以降まで就労するため <u>※育児休業中は利用できません。職場復帰後からの利用となります。</u>	雇用の定めがある場合は、その月末まで
妊娠・出産	母親が出産前後のため	出産予定日の2か月前から出産2か月後の日が属する月末まで
疾病・障がい	疾病、障がいのため	疾病・障がいが回復するまで
看護・介護	疾病や障がいのある親族を常時看護・介護するため	看護・介護をしている病人が回復するまで
就学	就学、職業訓練等のため	就学、訓練等期間
災害	災害の復旧のため	災害復旧に必要な期間
求職活動	入館後、転職等で求職活動をするため <u>※利用開始時点で求職中の場合は利用できません。</u>	3か月間

※1 保護者等とは児童の父母、同居している70歳未満(令和7年4月1日現在)の祖父母です。

なお、別世帯であっても、同一住所の場合、同居とみなします。

3 利用料金

(1) 児童クラブ保育料(月額)

世帯区分	1人目	2人目	3人目以降
通常世帯	3,000円	1,500円	無料
生活保護世帯(※)	無料		
就学援助受給世帯(※)	1,500円	750円	無料
児童扶養手当受給又は ひとり親家庭医療費受給資格世帯(※)	1,500円	750円	無料
災害、疾病又は負傷その他やむを得ない事情により所得 が著しく減少し、料金納付が困難になった世帯(※)	無料		

・(※)該当の世帯区分の方は減免申請が必要となります。

・月額利用料金は、原則口座引落としになりますので、利用承認となった場合は、速やかに口座振替申請を行ってください。複数口座の登録はできません。そのため、保育料等の支払いで以前に口座登録している場合は、その口座から引落としとなります。別の口座からの引落としを希望する場合は登録口座の変更申請を行ってください。

・長期で欠席された場合であっても、児童クラブ保育料は減額又は返還できませんのでご了承ください。

(2) おやつ代・保護者会費等

各クラブで合わせて毎月 2,000 円程度の実費徴収となっています。

なお、おやつ代は各クラブにおいて利用児童数分をまとめ買いして経費を抑えておりますので、児童クラブを利用しない分などの返金には原則として応じることができませんのでご了承ください。詳しくは、各児童クラブにお問い合わせください。

4 申込手続

(1) 申込期間

令和 6 年 10 月 1 日(火)から令和 6 年 10 月 31 日(木)まで ※土・日・祝日除く

※審査や承認決定に遅れが生じますので、期限内のご提出にご協力ください。

(2) 申込先

新規の場合→こども課、各児童クラブ、 継続の場合→各児童クラブ

※郵送による申込みは行っていません。

(3) 申込書類 (ア、イ、ウは申込児童1人につき1組必要です。)

ア 児童クラブ利用申込書

イ 家庭状況調査書

ウ 児童を監護することができないことを証明する書類(次表に該当する書類)



児童を監護できないことを証する必要書類一覧表

利用要件	必要書類	備考
就労 ※自営業、農業含む	就労証明書	就労先事業者が記入 (発行から3か月以内)
妊娠・出産	出産(予定)児童の母子手帳のコピー	表紙と出産(予定)日のわかる部分の コピー
疾病・障がい	保育ができないことを証明する書類	診断書(発行から6か月以内) 障害者手帳などのコピー
看護・介護	看護・介護を受ける人の診断書、障害 者手帳又は介護保険被保険者証のコ ピー	
就学	在学証明書及び授業のカリキュラムの コピー	就学期間・時間がわかるもの
災害	り災証明書、 修繕期間が分かる見積書のコピー	

- ・児童の父母、同居している70歳未満(令和7年4月1日現在)の祖父母のものがが必要です。
別世帯であっても、同一住所の場合、同居とみなします。
- ・利用申込みをする児童が複数となる場合は、1人目は原本、2人目以降はコピーを添付してください。
- ・弟や妹の保育所(園)・こども園へ原本を提出する場合、児童クラブへの提出分はコピーで構いません。

エ 児童クラブ保育料減免申請書(次表に該当する方のみ提出)

世帯区分	必要書類
生活保護世帯	保護決定通知書又は保護受給証明書のコピー
就学援助受給世帯	令和7年度就学援助費支給対象児童生徒認定通知書のコピー
児童扶養手当受給又は ひとり親家庭医療費受給資格世帯	児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療費受給資格者証のコ ピー
災害、疾病又は負傷その他やむを得ない 事情により所得が著しく減少し、料金納付 が困難になった世帯	事実を確認できる書類

提出していただいた個人情報については、利用目的の範囲内でのみ使用し、関係法令を遵守して厳正に
取り扱っています。

5 利用承認決定の方法及び入館までのスケジュール

(1) 利用承認決定の方法

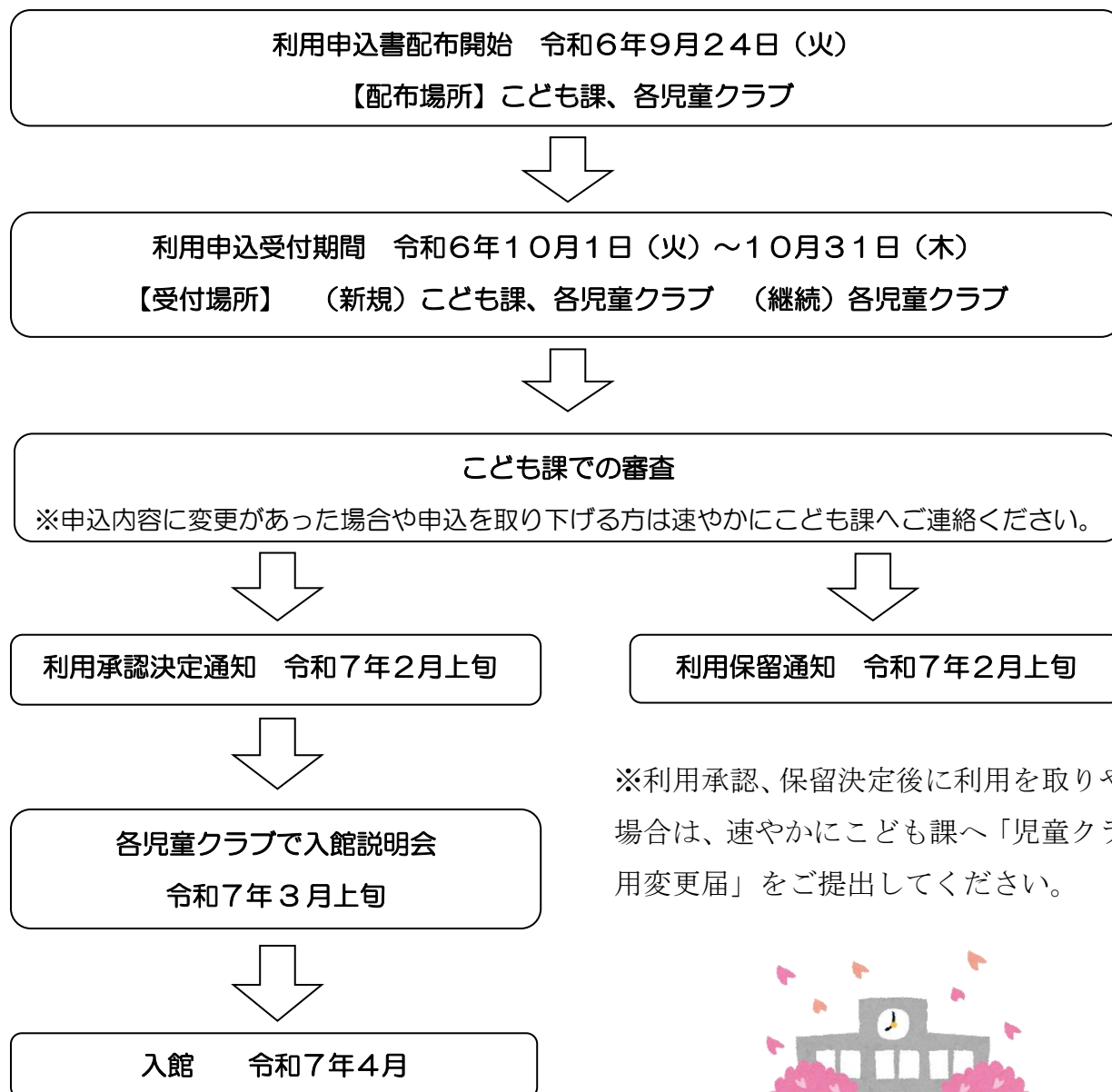
年度当初の児童クラブの利用決定は、申込書により家庭状況等を総合的に判断し、児童クラブの必要性が高い児童を優先して行います。申込の受付順ではありません。

このため、申込みをされても利用できない場合(利用保留)がありますのでご了承ください。

○高学年(4年生以上)の利用

高学年(4年生以上)であっても児童クラブの利用申込みをすることができます。ただし、施設定員を超える申込がある場合は、利用承認は家庭状況などを考慮した上で低学年を優先とし、定員(利用承認数)に余裕がある場合は承認いたします。

(2) 入館までのスケジュール



6 利用承認の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合、利用承認を取り消すことがあります。詳しくは「須賀川市児童クラブのきまり」をご覧ください。

- (1) 児童クラブの利用対象児童でなくなった場合
- (2) 申込書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 児童が、正当な理由なく1か月以上利用しない場合
- (4) 児童が、疾病、不良行為等により利用の対象として不適当であると認める場合

7 児童クラブ保育料を滞納した場合

納期限までに納付がない場合、督促状などの発送を行います。

また、3か月以上滞納した方には、退館していただくか「児童手当からの申出徴収(※)」に同意していただきます。

※「児童手当からの申出徴収」とは、児童手当から滞納している費用分を差し引いて支給するものです。

8 その他

(1) 年度途中の申込み

年度途中の利用申込みについては、こども課で随時受付しますので、利用開始希望日の10日前までにお申し込みください。申込み後、児童クラブと調整の上、定員(利用承認数)に余裕がある場合に限り利用承認します。利用承認できないときは欠員が生じるまでお待ちいただくこととなります。

(2) 学区外から就学している児童について

児童の預け先があることを理由に学区外から就学している場合は、児童の面倒をみることができることとなりますので、原則児童クラブ利用の対象とはなりません。

(3) 発達に心配のある児童や障がいのある児童について

障がいをお持ちの児童は、優先的に利用できる場合がありますので、こども課にご相談ください。

また、発達に心配のある児童や障がいを持った児童を対象に、専門的な療育を行う、「放課後デイサービス」も併せてご利用ください。放課後デイサービスについて詳しく知りたい方は、市民福祉部社会福祉課障がい福祉係(Tel:88-8112)にお問い合わせください。

9 問い合わせ先

須賀川市教育委員会事務局こども課(Tel:88-8114)

(申込先) 市役所 1 階 15～16 番窓口



【市児童クラブ HP】

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

令和7年度 須賀川市立児童クラブ一覧

1 開館場所

対象小学校	児童クラブ名	所在地	電話番号 (0248)	利用定員
第一小学校	須賀川一小児童クラブ	大黒町 100 ※低学年対象	73-2281	170
	須賀川一小児童クラブ分館	茶畑町 71(老人福祉センター内) ※高学年対象	94-4810	40
第二小学校	須賀川二小児童クラブ	弘法坦 151	75-4100	160
第三小学校	ぼたん児童クラブ	朝日田 53(第三小学校内) ※低学年対象	75-1820	140
	ぼたん児童クラブ分館	北上町 152(旧第三保育所) ※高学年対象	76-5123	60
西袋第一小学校	西袋児童クラブ	西の内町 136	73-4393	85
	第二西袋児童クラブ	日向町 194(認定こども園くるみの木内)	75-4864	30
	第三西袋児童クラブ	日向町 95	94-4881	140
西袋第二小学校	西袋二小児童クラブ	袋田字小田切 21(西袋第二小学校内)	72-0147	30
稲田学園	稲田児童クラブ	岩渕字植松 2-1	62-4330	50
小塩江小学校	小塩江児童クラブ	塩田字作田 1	79-2277	50
阿武隈小学校	うつみね児童クラブ	古館 30-2	76-1220	160
仁井田小学校	仁井田児童クラブ	仁井田字北明石田 100-1	78-2166	85
柏城小学校	柏城児童クラブ	滑川字東町 26-4	72-2411	205
大東小学校	大東児童クラブ	雨田字高屋敷 8-1	79-2055	85
大森小学校	大森小児童クラブ	狸森字杉内 90(大森小学校内)	79-4233	40
長沼小学校	日高見児童クラブ	長沼字殿町 85(長沼小学校内)	67-3437	50
長沼東小学校	かしまの森児童クラブ	榊衝字下沖 58(長沼東小学校内)	68-1134	35
白方小学校	白方児童クラブ	今泉字梅田 181(白方小学校内)	65-3141	55
白江小学校	白江児童クラブ	大久保字室貫 26(白江小学校内)	65-2342	50

2 開館時間

	月曜日～金曜日	土曜日、学校長期休業期間
開館時間	12:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30

3 利用できる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※児童クラブの利用要件により、利用できる期間が異なります。

4 休館日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)

インフルエンザ等の集団感染により学級閉鎖等の措置がとられた場合、児童クラブの利用をご遠慮いただく場合がありますのでご了承ください。